

「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会設置要綱

平成20年6月30日決定

(趣旨)

第1条 京都市基本計画に掲げる、歩いて楽しい「歩くまち・京都」の実現を目指し、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、京都にふさわしい交通政策マスタープランとして策定する、「歩くまち・京都」総合交通戦略(仮称)の施策目標や具体的施策について提言を行うため、「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、京都の交通まちづくりについて高い見識を持つ者等から、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 必要があると認めるときは、委員以外の専門的知識を有する者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査、研究し、又は審議させるために必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、京都の交通まちづくりについて高い見識を持つ者等から、市長が委嘱し、又は任命する。

(検討部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査、研究し、及び審議させるため、「公共交通ネットワーク検討部会」、「未来の公共交通まちづくり検討部会」、「公共交通優先のライフスタイル検討部会」の3つの検討部会を置く。

2 検討部会は、会長が指名する委員、及び市長が委嘱又は任命する者をもって構成する。

3 検討部会に検討部会長を置く。

4 検討部会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 検討部会長は、その検討部会の事務を掌理する。

(会議の公開)

第8条 審議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。